附則第二条の見出し中「国別開発協力第一課」を「開発協力総括課」に改め、同条中「国別開発協力第一課」を「開発協力総括課」に、「第七十五条各号」を「第七十一条各号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十一年七月二十七日から施行する。

外務大臣　中曽根弘文
内閣総理大臣　麻生　太郎

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項（一）及び（二）中「、試験装置」を「若しくは試験装置」に改め、同項（三）中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に、「、試験装置」を「若しくは試験装置」に改め、同項（三）2中「又は複合サイクルエンジン」を「、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン」に改め、同項（十六）中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に、「、心合わせ装置」を「若しくは心合わせ装置」に改める。

別表第一の七の項（二十二）を次のように改める。

（二十二）	炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム

別表第一の一四の項に次のように加える。

（十）	簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

附　則

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十三号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令

内閣は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第一項に規定する特定事業者（以下この項及び第七項において「特定事業者」という。）の同条第一項第二号に規定する事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額で法第三十条第一項に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　適用年度終了の時における当該適用年度前の事業年度及び連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額の合計額

二　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　適用年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある欠損金額

ロ　適用年度が連結事業年度である場合　法人税法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額

2　法第三十条第一項に規定する事業譲渡の時における事業会社の株式の価額として政令で定める金額は、法第十条第一項に規定する認可事業再編計画に記載された法第九条第一項第七号に規定する株式の評価額とする。

3　法第三十条第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書等又は連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書等又は連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は明細書の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、法第三十条第一項の規定を適用することができる。

5　前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業年度　法第三十条第二項第一号に規定する事業年度をいう。

二　連結事業年度　法第三十条第二項第二号に規定する連結事業年度をいう。

三　欠損金額　法第三十条第二項第三号に規定する欠損金額をいう。

四　連結欠損金額　法第三十条第二項第四号に規定する連結欠損金額をいう。

五　個別欠損金額　法第三十条第一項に規定する個別欠損金額をいう。

六　連結所得　法第三十条第二項第六号に規定する連結所得をいう。

七　確定申告書等　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。

八　連結確定申告書等　租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

6　法第三十条第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第六十七条第三項第五号	又は第五十九条	若しくは第五十九条
	）の規定	）又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号。以下「水俣特別措置法」という。）第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法第八十一条の十三第二項第五号	）の規定	）及び水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定